

北空知衛生センター組合組合長の職務代理者を定める規則

昭和50年6月11日
組合規則第2号

改正 平成19年3月30日組合規則第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第3項の規定による組合長の職務を代理する職員は、事務局長とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。